

中国著作権法重要問題の解釈学的分析

金春陽

法律は解釈なくして適用することができないと言われている。中国著作権法の解釈の必要性について、ある学者は「著作権法は永遠に解釈しきれない法律のようである。現実問題が起こったとき、先行研究がいくらあったとしても、問題解決はなかなかうまくいかない」と主張する¹。現実問題を円満に解決するには、著作権法をどのように解釈すればよいか、これがわれわれが直面する緊急課題である。法整備において解釈学が果たす役割について、昔から学者の間で議論があるが、最近になってこの議論がもっと活発になる傾向にある。ある学者は、「哲学的に見れば、法律解釈の本質は積極的に司法の働きを発揮するところにあるが、法による支配の理念の下では、司法の働きを発揮する際に、理性および謙抑を守らなければならない」という見解を示した²。またある学者は技術と手段の角度から法解釈学を分析し、法解釈学が「法律体系をその内在する矛盾から救い出して改善することができる」とし、「実用的法解釈学の発展」を促進するのが時代の流れとなっており、中国が「解釈者の時代」を迎えようとしている、と指摘する³。これらの研究は、実用的著作権法解釈学の発展を推進し、優れた基礎理論を築いたと言える。法律解釈の方法は、文意解釈、体系解釈、法意解釈、拡張解釈、限縮解釈、当然解釈、目的解釈、合憲性解釈、比較法解釈および社会学解釈がある。法律を解釈する目的は、法律の適用可能性を高める点にある。中国著作

¹ 周曉冰『著作権法の適用と裁判実務』（中国法制出版社、2009年）1頁。

² 陳金釗「法律解釈：謙抑か能動か」『北方法学』第1号（2010年）5頁。

³ 季衛東「法解釈学の大発展について」『東方法学』第3号（2011年）126頁。

権法の条文が多数あるなかで、重要な条文は著作権の帰属、対象および効力を定める条文である。

本論文は比較法解釈を通じて職務著作と委託著作とを区別したり、文意解釈を通じて映画の著作物の著作者の範囲を明確にしたり、中国著作権法上の“知恵成果”の範囲を限定することを通じて限縮解釈の機能と限界を探知したり、複製をめぐる目的解釈を通じて複製権侵害の判断基準を探ってみる。さらに、“一部または複数部”という言葉については当然解釈、文意解釈および目的解釈を総動員して解釈した結果、複製とは著作物に含まれる情報を直接または間接に平面の有形物体に固定するということを意味するという結論を出した。本論文は解釈学の間違った適用にも注目した。署名権の効力範囲を例として挙げて拡張解釈の間違った適用を立証しただけでなく、文意解釈を通じて、署名権は著作者自身が創作した作品以外の著作物には効力が及ばないという見解を示した。さらに、過失責任、解釈の適用と例外についても分析してみた。以上の研究を踏まえて、本論文は著作権の消尽問題を詳しく検討した。アメリカ連邦最高裁判所や連邦巡回区上訴裁判所の判例を紹介した上で、中国著作権法の関連条文をどのように解釈したらよいかについて検討してみた。

すなわち、本論文は中国著作権法の重要条文を中心に、さまざまな解釈方法を活用して現実問題を円滑に解決できる実用的な著作権法解釈学を研究するものである。本研究が中国著作権法を研究する新しい進路を拓く一助になることができれば、筆者にとって望外の喜びである。